

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
KX-037	通信衛星などの静止軌道衛星の寿命延長に関する調査研究	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年3月25日(水)（10:45）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
 - (7) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年3月4日（水）12:00までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	1～2人	3
	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和8年3月6日（金）18:00までに提出しなければならない。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年3月23日（月）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。

受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線20824

適合条件

1. 条件

- (1) 防衛省保有の静止軌道通信衛星に係る運用業務について、5年以上の運用実績を有している又は当該実績を有する事業者を含めた履行体制を確保していること。

2. 提出書類

提出書類の形式等については以下のとおりとする。

a) 書類の形式

1の条件を満たすことが客観的に示されているものであり、形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示するとともに、社印を押印のうえで綴るものとする。

b) 提出部数

各1部

c) 提出期限

令和8年3月6日（金）

d) 虚偽がないものとする。

e) 書類提出後、官側から細部補足資料等及び社内監査を求める場合がある。

f) 提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日（前日が土日祝の場合は前営業日）の17時15分までとする。

仕様書

		1 / 7	
品 件 名	通信衛星などの静止軌道衛星の寿命延長に関する調査研究	仕様書番号	
		作成年月日	令和8年2月5日
		作成部課名	防衛政策局戦略企画参事官

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、「通信衛星などの静止軌道衛星の寿命延長に関する調査研究」（以下、「本調査」という。）を行うために必要な事項について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、表1のとおりとする。

表1 用語及び定義

番号	用語	定義
1	静止軌道衛星	地球の赤道上空約 35,786 km の円軌道を周回し、軌道周期が地球の自転と等しくなる人工衛星。
2	寿命延長衛星	軌道上で運用中の人工衛星の寿命を延長するために設計された衛星。主に、燃料切れや姿勢制御能力の低下などで寿命が近づいた衛星に対し、推進力や姿勢制御機能を補完する役割を果たす。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する以下の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。引用文書等に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容を優先する。

1.3.1 引用文書

- 著作権法（昭和45年法律第48号）及び同関連規則
- 不正競争防止法（平成5年法律第47号）及び同関連規則
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

1.3.2 関連文書

- 電波法（昭和25年法律第131号）及び同関連規則
- 知的財産基本法（平成14年法律第122号）

2 役務に関する要求

2.1 本役務の必要性及び概要等

防衛省・自衛隊が利用する衛星が恒常的に機能を発揮し、かつ長期的に使用できるためには、衛星の延命化が重要である。このため、軌道上で衛星の寿命を延ばす有効な手段と考えられる寿命延長衛星をドッキングさせた状態での静止軌道衛星の運用継続について、調査・研究を行う必要がある。

軌道上での寿命延長のシステム全体像（概略）は以下の通り。

- 寿命延長衛星システム：寿命延長衛星と寿命延長衛星を運用する地上システムからなるシステム
- クライアント衛星システム：通信衛星などの静止軌道衛星と衛星バス管制を行うクライアント地上システム、通信制御等を担うその他クライアント地上システムからなるシステム

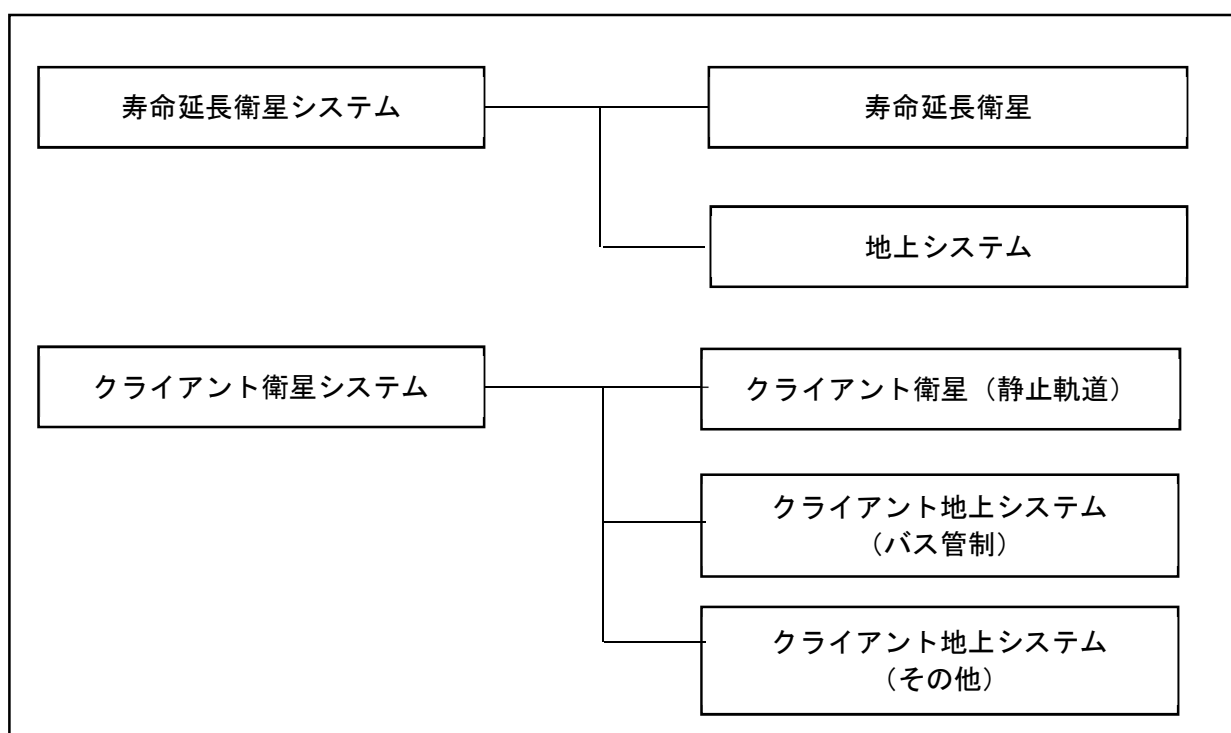


図1 軌道上での寿命延長のシステム全体像（概略）

大型の各種静止衛星の長期的・経済的な運用に資するため、軌道上衛星の延命化技術を早急に確立する必要がある中、本役務においては、軌道上での寿命延長衛星による運用継続について、寿命延長衛星の適合性の検討のほか、サービス契約・運用開始までのタイムラインの確認、法規制への対応・手続き等について検討を行う。

2. 2 契約相手方の条件

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保していること。

- a) 防衛省保有の静止軌道通信衛星に係る運用業務について、5年以上の運用実績を有している又は当該実績を有する事業者を含めた履行体制を確保していること。

2. 3 役務の内容

契約相手方は、以下の調査研究を実施するものとする。

2. 3. 1 前提条件の設定

寿命延長衛星システムとクライアント衛星システム間のインタフェースを整理し、寿命延長衛星システムに求められるクライアント衛星側の前提条件を設定すること（姿勢制御精度、軌道維持精度、機械的インタフェース条件を含むこと）。

2. 3. 2 寿命延長衛星の適合性確認

2. 3. 1項を踏まえ、候補となる寿命延長衛星とクライアント衛星との技術適合性および、不適合箇所がある場合に寿命延長衛星の個別デザインとして必要となる設計変更について検討すること。

2. 3. 3 寿命延長衛星システムとクライアント衛星システムの運用性確認

寿命延長衛星とクライアント衛星の打上げからドッキングまでの運用、並びにドッキング後の継続運用から廃棄運用に至るまでの運用概念を策定すること。その際、クライアント衛星システムへの影響がある場合には、クライアント衛星およびクライアント地上システムに対してそれぞれ必要となる設定変更や改修内容について検討すること。

なお、通信品質やバス管制運用などに課題があるかどうかについても検討し、対応策を検討すること。

2. 3. 4 トレードオフスタディの実施

2. 3. 2項および2. 3. 3項の確認結果を踏まえ、寿命延長衛星の活用を見据えて、クライアント衛星の種類・目的・開発規模等に応じたコスト評価を行い、宇宙空間の継続的かつ安定的な機能維持を目的とした他の手段（軌道上の冗長衛星配備等）との比較によるトレードオフスタディを実施すること。また、寿命延長衛星側に搭載可能な追加機能や付加価値に係る評価についても、必要に応じて検討に含めてもよいものとする。

2. 3. 5 寿命延長サービス利用のタイムラインの確認

寿命延長サービスを利用する場合の、サービス契約時期から運用開始までのタイムラインを整理すること。

2. 3. 6 法規制やガイドラインへの対応・手続き等の確認

寿命延長サービスを利用する場合の法規制やガイドラインへの対応や必要な手続き等を整理すること。

2.4 実施計画書の作成

契約相手方は契約締結後速やかに、本役務に関する実施計画書（実施体制図、仕様書で求める実施事項を遂行するための計画及び具体的手法、実施スケジュール、再委託（外注）先等を含む。）を官側に提出し、承認を得るものとする。

2.5 官民調整会の実施

契約相手方は、官側と調整の上、3か月に1回を基準に官民調整会を実施し、進捗状況、調査研究を進めていく上での課題並びに対策及び、じ後の調査研究の方向性について調整するものとする。官民調整会には、官側及び契約相手方が参加するほか、契約相手方が本調査研究の実施に際して第三者と契約を締結し、役務作業に参加させている場合、官側の確認を得た上で当該第三者が参加できるものとする。官民調整会終了後、契約相手方は、速やかに議事録を官側に提出するものとする。

2.6 成果報告会の実施

契約相手方は、表2に示す成果報告会を実施するものとする。

表2 成果報告会

名称	実施場所	実施時期	備考
成果報告会	防衛省 市ヶ谷地区 (基準)	令和9年3月(基準)	

- a) 本調査の検討段階の成果物について報告するものとする。
- b) 官側からの指摘事項については成果物に反映するものとする。
- c) 議事録を作成するものとする。
- d) 使用する資料は市販ソフトウェアで閲覧編集可能な形式で電子データ（CD-R又はDVD）又は官が指定するメールアドレスに電子メールにて提出するものとする。
- e) 技術的な説明に関しては内容や書きぶりを平易にするように努め、宇宙工学の知見を有さない者等にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。

2.7 提出書類

契約相手方は、表3及び表4に示す提出書類を官側に提出するものとする。

表3 提出書類

名称	数量	提出場所	提出時期	備考
業務従事者名簿	1部	防衛政策局 戦略企画参 事官	契約後速やかに	提出書類は、電子データ（CD-R又はDVD）又は官が指定するメールアドレスに電子メールにて提出するものとする。
実施計画書			契約後速やかに	
成果報告書			成果報告会時	
議事録			官民調整会時	

表4 納入品

名称	数量	納入場所	納入時期	備考
最終報告書	1部	防衛政策局 戦略企画参 事官	令和9年 3月31日まで	

- a) 官側からの指摘事項について、最終報告書に反映するものとする。
- b) 技術的な説明に関しては内容や書きぶりを平易にするように努め、宇宙工学の知見を有さない者にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。
- c) 取材先及び協力先がある場合は、そのリストを掲載するものとする。
- d) 本文中に引用した引用文献等については、その典拠を注のかたちで示すものとする。なお、引用しなかった参考文献等については、参考文献リストとして掲載するものとする。また、これらの標記の方法については、国際安全保障学会の執筆要綱に準拠するものとする。
- e) 不正競争防止法等に基づく社外秘等を含む場合は同法等に基づき表示するものとする。
- f) 最終報告書は、部外の求めに応じて開示することがあり得るので、取材先及び協力先との関係等の理由で開示が不適當な事項については、不適當である理由を別途とりまとめて1部提出するものとする。
- g) 最終報告書は、市販ソフトウェアで閲覧編集可能な形式で電子データ（CD-R又はDVD）又は官が指定するメールアドレスに電子メールにて提出するものとする。

3 検査

3.1 検査のための提出書類

- a) 報告会及び提出書類にもとづき、防衛政策局戦略企画参事官の支出負担行為担当官等補助者（以下「支出負担行為担当官等」という）が実施するものとする。
- b) その他

契約相手方は、役務の履行に関して、表3及び表4に定めるものの他、官側との調整により、支出負担行為担当官等の求める資料の提出に応じなければならない。

4. その他の指示

4.1 取材先及び協力先への聞き取り

本調査を実施する上で、取材先及び協力先への聞き取りが必要な場合は、契約相手方が直接実施するものとする。また、取材先及び協力先に防衛省の委託であることを明らかにする必要がある場合は、事前に官側と調整するものとする。

4.2 官側の支援

契約相手方は、この契約を履行するにあたり、官側の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官側と十分調整の上、官側の規則等を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

4.3 知的財産権及びその他の権利

- a) 契約相手方は、本役務の履行に際して、第三者が有する知的財産権を侵害しないことを確認するものとする。
- b) 提出書類に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定される著作権をいう。以下同じ。）は官側に帰属するものとする。ただし、契約相手方が本役務の以前から所有している著作権についてはこの限りではない。また、契約相手方は著作者人格権（同項に規定される著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。
- c) 契約相手方は、本役務の履行に際して、必要不可欠な限度において、第三者が著作権を有するものを適法に利用して、提出書類を作成することができるものとする。この場合において、前号の規定にかかわらず契約相手方が著作権を官側に移転できないときは、当該部分にその旨を明示するものとする。
- d) 提出書類に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第2号に該当する情報を記載する場合には、その都度その該当部分を明示するとともに、その理由を記載するものとする。
- e) 契約相手方が、前4号に定める必要な措置を講じなかったことにより、官側が損害を受けた場合には、官側は契約相手方に対して、その損害につき賠償を請求することができるものとする。
- f) 官側及び契約相手方は、知的財産権の権利の帰属に関し、疑義が生じた場合には、その都度、協議して解決するものとする。

4.4 その他

- a) 官側は、本役務中に発生した事故等について、官の責に帰する場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
- b) 契約相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。
- c) 本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月3日変更閣議決定）」の基準を満たすものであること。
- d) ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。